

6-2  
149

大 学 基 準 改 訂

大学基準趣旨の四に才二項として左の一項を加える。  
教職課程については、教育職員免許法及び同施行令に定められたところ  
に合致するよう考慮されなければならない。  
基準七の1を左の通り改める。

マ1大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に亘つて夫々三科目以上  
全体として十五科目の授業を必ず用意しなければならない。

- 人文科学関係 哲学、倫理学、宗教学、文学、音楽、美術
- 社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、地理学、教  
育

自然科学関係 数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学  
歴史、心理学、統計学、人類学、及び家政学の如く、或る一つ  
の科目が二つの系列のいずれにも分類し得る場合、その分類に  
ついては授業科目毎に当該大学がその科目の授けられる目的及  
び計画に従つて行うものとする。

前掲以外の科目でも一般教養科目として適当と認められるもの  
は夫々の系列に加えてもよい。  
一般教養科目の授業は各科目とも四単位以上とすることを本則  
とする。

三 同七の2として左の条項を挿入する。

2 大学は一般教養科目の外に二つ以上の外国語について、夫々  
八単位以上の授業を必ず用意しなければならない。

四 同七の2、3、4を夫々七の3、4、5とする。

五 同九の2及び3を一つに纏め九の2を次の通り改める。

大学の学生は一般教養科目中七の1に示す三つの系列に亘つて  
夫々三科目十二単位以上合計三十六単位以上取得し、且大学の  
定める処に従つて専攻科目、それに関連する科目及び自由選択  
科目を合せて八十四単位以上を取得しなければならない。

六 同九の4を3とする。



春山 157